立命館宇治高等学校 生徒指導内規

(目的)

第1条 この内規は、学校教育法および学校教育法施行規則に基づく学則第42条によって、本校生徒に教育上 必要と認めたとき、懲戒処分および特別な指導を行うための手続を定めたものである。

(定義)

- 第2条 この内規に定める懲戒処分とは、退学、停学および訓告処分とする。
 - 2 この内規に定める特別な指導とは、生徒の教育を受ける権利を保障し、教育的配慮をもって、保護者等と共通認識をはかりつつ、本校における生徒の更生および学校の秩序維持の観点から行う措置とする。

(退学)

- 第3条 学則第42条に基づき、次の各号のいずれかに該当する生徒に対しては、退学を命じる。
 - (1)性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2)学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3)正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4)学校の秩序を乱し、その他学生または生徒としての本分に反した者
 - 2 退学の執行については、諭旨退学とすることができる。

(停学)

- 第 4 条 学則第 42 条に基づき、生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為を行ったときは懲戒処分とし、停学を命じる。
 - 2 停学は、当該生徒の登校を一定期間停止する懲戒指導とする。
 - 3 停学は、1 日~7 日間の登校を停止する「有期停学」と、期限を定めない「無期停学」とする。
 - 4 停学の通告は当該生徒および保護者等に対して行い、解除は当該生徒に対して行う。
 - 5 停学期間中は、当該生徒に対して、反省文を含めた毎日の反省課題を課すこととする。
 - 6 停学期間は、出席停止扱いとし、当該生徒は登校禁止とするとともに、停学期間の日数を要出席日数から減じるものとする。ただし、当該生徒に対する指導の効果を鑑み、当該生徒を登校させて指導を行うことがある。
 - 7 当該生徒が卒業式前に停学処分を命じられた場合、その停学処分の期間により卒業を延期することがある。

(訓告)

- 第5条 学則第42条に基づき、次の各号のいずれかに該当する生徒に対しては、訓告を命じる。
 - (1)特別な指導を繰り返し行っても、改善されない者
 - (2)社会的法令違反で、その程度が重度と判断される行為を行った者
 - (3)その他訓告処分が相当と判断される行為を行った者

(懲戒処分の手続)

- 第 6 条 校長は懲戒処分を決定するにあたり、生徒および保護者等に対して、弁明の機会を与えなければならない。
 - 2 当該生徒への通告は、当該生徒とともに保護者等も呼び出し、教頭、生徒部長、学年主任および担任の立ち会いのうえ、事実経過、懲戒処分の内容等を説明した後、校長により行う。校長不在の場合は、副校長が代行する。
 - 3 校長による通告終了後、生徒部長より指導計画の詳細を説明する。
 - 4 懲戒処分は、校長が通告をした日から発効する。
 - 5 懲戒処分は、その内容を指導要録に記載する。

(特別な指導)

- 第7条 学則第42条に基づき、次の各項の定めに従い特別な指導を行う。特別な指導は、家庭指導、登校指導 および訓戒指導とする。
 - 2 次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒は、無期の家庭指導または登校指導とする。
 - (1)重大な暴力行為
 - (2)重大ないじめ行為
 - (3) 違法薬物の所持または使用
 - (4)薬物の濫用
 - (5)猥褻行為(盗撮、痴漢行為等)
 - (6)窃盗
 - (7)万引き
 - (8)その他著しく校内生活の安全と秩序を乱す行為
 - 3 前項の指導については、指導から 2 週間を経過したとき、指導の解除または延長について校長が判断 する。
 - 4 次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒は、7 日間の有期の家庭指導または登校指導とする。
 - (1)暴力行為
 - (2)いじめ行為
 - (3)拾得物横領
 - (4)飲酒または喫煙行為(ノンアルコール飲料【アルコール度数が 0.00%で、味わいが酒類に類似しており、 満 20 歳以上の成人の飲用を想定および推奨しているもの】の摂取、電子または水タバコの吸引等を含む)
 - (5)賭博行為
 - (6)その他違法行為
 - 5 次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒は、5 日間までの有期の家庭指導または登校指導と する。
 - (1)軽微な暴力行為(喧嘩、悪ふざけ等)
 - (2)暴言
 - (3)誹謗中傷・いやがらせ行為(SNS 等への投稿等)
 - (4)猥褻行為(セクシャルハラスメント等)
 - (5)他生徒等の所有物の無断借用行為
 - (6)毀棄行為(破損、汚損等)
 - (7)酒類・喫煙具の所持

- (8) 指定期間外における原動機付自動二輪・自動車免許取得または運転行為
- (9)通学定期の不正使用
- (10)その他軽微な違法行為
- 6 次の各号のいずれかに該当する行為を行った生徒は、訓戒指導とする。
- (1)授業妨害行為、その他それに準ずる行為
- (2)プライバシーの侵害行為(個人情報の流布、肖像権の侵害行為等)
- (3) 欠席、遅刻、早退その他著しい怠学行為
- (4)教職員に対する暴言
- (5)通学定期の誤提示
- (6)所持品、服装、頭髪等のルール違反(ルールは別に定める)
- (7)試験における不正行為(試験返却時を含む)
- (8)授業課題における剽窃や共謀行為
- (9)深夜徘徊等の逸脱行為
- (10)教職員の指導に従わない行為
- (11)その他上記各号に準ずる行為
- 7 前項第7号の行為を行った生徒に対しては、当該試験科目の点数を0点とすること等の指導を行うことができる。
- 8 家庭指導または登校指導の実施は、校長が生徒の所属学年との会議を経て決定する。訓戒指導および前項の指導の実施は、校長が決定する。
- 9 生徒の行為に対する事実認定は生徒部による事情聴取を経て、校長が決定する。ただし、第6項第7号の事実認定は、教務部を経て、校長が決定する。
- 10 校長は、生徒および保護者等に対して、決定した特別な指導の内容を通告する。ただし、校長が不在の場合は、副校長、教頭、生徒部部長または学年主任が代行する。

(随伴行為)

第8条 第3条から第7条までの行為を共同して随伴行為を行った者も、懲戒処分または特別な指導の対象と することができる。

(累計行為)

第9条 第3条から第8条までの懲戒処分または特別な指導を繰り返して受けた者、もしくは第3条から第8条 までに重複する行為を行った者に対しては、一段階上位の懲戒処分または特別な指導を行うことができる。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、教育政策委員会、校務運営委員会および教員会議を経て、校長が決定する。

附則

この内規は、2024年4月1日に施行する。